

経営体育成支援事業 (平成29年度の大雪被害対策)

対策のポイント

被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウス等の再建・修繕等を支援します。

<背景/課題>

- ・平成29年11月から30年3月までの間における大雪により、地域の担い手の農業用ハウス等に大きな被害が生じています。
- ・地域農業の発展を図っていくためには、被災した地域の担い手の速やかな営農再開と経営の発展を支援していくことが重要です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

融資主体補助型

平成29年11月から30年3月までの間における大雪により被災した地域の担い手(※1)が融資を受け、農業用ハウス等を再建・修繕等(※2)する際、優先採択を行い、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証(経営体の信用保証)を支援します。

(※1) 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等

(※2) 露地栽培への転換に必要な農地の改良等も支援の対象。また、被災した施設の再建等と併せて行う施設の撤去も支援の対象。

〔 補助率：融資残額(事業費の3/10以内等)
事業実施主体：市町村 〕

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6744-2148)]